

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 中山智香子



学位申請者 Teeba M. Mohammed (ティーバ・エム・モハメド)

## 論 文 名

Iraq's Food Security: A Study on Its Food Production System and the Impact of the United Nations Resolutions and Sanctions

本論文（英文。邦訳題は「イラクにおける食料安全保障：その食料生産システムと国連による決議および制裁の影響に関する研究」）は、食料安全保障（Food Security）概念に外部政治諸力（external political forces）の役割が反映されていないという問題意識に基づいて、イラクの食料生産システムの歴史的変遷を事例として、同概念の再検討を主張する研究である。

食料安全保障については、専ら食料供給を重視した 1970 年代の議論から、アマルティア・センの議論を受けて 1980 年代には権原を重視する視角へと変化し、1990 年代になると政治的要因の影響を取り込むように概念が変容してきた。ただし、食料安全保障概念の中心は依然として国内生産や貿易にあり、外部政治諸力がそこに決定的な影響を与えるとは想定されていない。本論文は、国連の行動を通じて食料安全保障が顕著に毀損されたイラクの事例を通じて、この概念に関する既存の枠組みの不十分さを示し、外部政治諸力という要因を組み込んだ分析の必要性を主張する。

論文では、食料安全保障をめぐる理論的枠組みとその変遷を示した後、イラクの食料供給システムを歴史的に跡づける。大枠としては、独立後からバアス党政権期を通じて、豊富な石油収入を背景に食料安全保障を達成した過程を辿った後に、1990 年のクウェート侵攻と翌年の湾岸戦争を契機として、国連の全面的な制裁と米国の武力攻撃を受けて食料安全保障が崩壊した過程を描き出す。食料調達システムが国連の制裁によってどのようにダメージを受け、崩壊したのかを分析することで、食料安全保障に対する外部政治諸力の影響力を立証する。

全体は序章、1～6 章、そして結論から構成される。論文全体を俯瞰する序章に続いて、第 1 章では本論文の分析枠組みが示される。第 2～第 5 章は、イラクの食料システムについて、植民地化以前、植民地期、王国期、共和制期、バアス党政権期それぞれの特徴を明らかにする。第 6 章では、1990 年の国連決議を経

て、それがいかに破壊されたかを描き出す。結論では本論文の議論を振り返り、主張を確認する。

以下、各章の内容を要約する。

序章では、論文の目的、重要性、および独自性が示される。近年のイラクではイスラム国による攻撃もあって深刻な食料危機に見舞われているが、同国でこうした危機が常態だったわけではない。イラクで食料危機が頻発するのは1990年代以降であり、湾岸危機とそれに引き続いて科された国連の制裁が重要な原因となっている。国連の制裁は、イラクの食料供給システムに深刻なダメージを与え、同国は今日に至るまでその影響から脱することができていない。国連制裁が一国の食料安全保障にここまで深刻な影響を与える以上、食料安全保障の概念的枠組みについても再検討が必要である。食料安全保障概念に関わる議論において、外部の政治的ファクターの影響が考慮されることはなかったからである。本論文は、外部政治諸力の影響を食料安全保障概念に組み込む必要性を主張し、イラクの事例研究を通じてその根拠を立証する。イラク戦争については様々な角度から研究がなされてきたが、食料安全保障への影響という点での先行研究は極めて少ない。また、統計資料が乏しいうえに米国側に有利な情報が拡散されたこともあって、この点の解明が著しく遅れている。本論文は、アラビア語の新聞や国連文書など一次資料を含めて入念に検討を行い、イラクの食料供給システムに対する国連制裁の影響を明らかにした。

第1章は、食料安全保障概念の歴史的変遷を分析し、外部政治諸力の影響力の大きさを確認する。同概念がはじめて世界的な注目を浴びたのは、1975年の世界食料会議であった。悪天候が引き金となって起こった食料危機ではあったが、会議ではその原因がより複合的であることが認識された。1960年代に進展した「緑の革命」によって食料価格が下がり、主要生産国が食料輸出を削減したことが危機の背景にあるという認識はその一例である。1980年代になるとアマルティア・センの理論を背景として食料安全保障の概念化が進み、1990年代には紛争をはじめとする政治的要因が同概念に組み込まれるようになった。そして、食料の「利用可能性」、「アクセス」、「利用」、「安定性」から食料安全保障を定義し、それが脅かされる状態を長期および短期に分けて捉える枠組みが一般化した。こうした形で食料安全保障概念の精緻化が進み、政治的要因が組み込まれてきたものの、外部政治諸力の影響はこれまで議論の枠外に置かれてきた。この欠落は看過できない。実際、国連の制裁対象となった国々の多くで食料安全保障が危機に瀕し、住民が飢餓に直面している。この点を確認した上で、本論文は2章以下でイラクの事例を分析していく。

第2章では、植民地化以前のイラクの状況を説明し、その農業生産に関わる

諸制度を概観する。チグリス川とユーフラテス川が流れるイラク中部は肥沃な穀物生産地域であり、小麦やコメなど多様な食料作物が栽培されてきた。一方、アッバース朝が衰退して以降、この地域は西側のオスマントルコと東側のサファヴィー朝ペルシアという二つの強大な異民族の狭間に置かれ、相互の侵攻によってしばしば壊滅的なダメージを受けてきた。結局オスマントルコがこの地域の覇権を握り、その政治的支配の下で土地所有制度が再編された。この封建的な土地制度は、その後長くイラク社会を規定していくことになる。

第3章は、英国委任統治期と王制時代を扱う。オスマントルコの衰退に伴って英国がイラクへの影響力を強め、第一次世界大戦後は委任統治領として支配する。そしてハーシム家の下でイラク王国の形を整え、1932年に英国の強い影響力の下で独立させた。英国はオスマントルコ期に導入された土地制度に基本的に手を付けなかったが、地主層の一部を取り込むためにその権限を強化し、小作民の窮乏化が進んだ。この時期は英国支配に抵抗する愛国主義的運動 (*iraqawiyah*) が活性化するなど、イラクの国民形成の観点で重要な意味を持つが、食料供給システムの観点ではそれ以前の時代との連続性が強い。

第4章では、青年将校団がクーデタで王制を倒して成立した共和国期 (1958～68年) が分析対象となる。この時期は政情不安が続き食料生産にも大きな改善はなかったが、政権が農地改革を打ち出したことが重要である。政権を握ったカシムらは、迅速に農地改革法を制定し、土地の再配分政策に取り組んだ。しかし、政情不安とも相まって農地再配分はなかなか進まなかった。石油生産部門が外国資本の支配下にあり、政府歳入が十分に確保できなかったことも、農地改革や農業政策が構想通りに進まなかった原因と言える。政治不安と並行して経済成長も進まず、主要食糧の輸入が増加した。

第5章は、湾岸危機前のバアス党一党独裁政権期 (1968～90年) を扱う。この時期には、イラク石油会社 (IPC) の国有化 (1972年) やイラン・イラク戦争 (1980～88年) など、政治経済の両面で大きな動きがあった。クーデタで政権を握ったバアス党は IPC の国有化に踏み切り、ほどなくして始まったオイルショックを通じて、莫大な石油収入を得ることとなった。そして、この資金を利用して積極的な開発投資を行った。土壌改良や農業機械の提供、畜産投資、化学肥料の供給増 (石油化学部門の発達によって可能となった) など、農業部門に高い優先順位が与えられた。女性の活用など人間開発投資も進み、農業生産は大きく改善した。この傾向は、1979年に政権の座についたサダム・フセインの下でも継続した。イラン・イラク戦争の遂行にもかかわらず、農業部門は引き続き重視され、農業機械の提供、燃料費補助、化学肥料・改良種子・殺虫剤等の補助といった政策が遂行された。この時期の農業生産推移を示す統計資料は限られてい

るが、畜産部門の急速な生産増は統計的にも裏付けられる。サダム・フセイン統治期には、一定の食料安全保障が担保されていたと言える。

第6章では、国連の諸決議や制裁を通じてこの食料安全保障が破壊される1990年代の状況を分析する。1990年8月2日のクウェート侵攻を受けて、国連安全保障理事会は一連の決議を発出する。特に安保理決議661はイラクに対する全面的な経済制裁を定め、安保理決議678は「あらゆる必要な手段」を正当化して米軍主導の多国籍軍介入の法的根拠となった点で重要である。1991年1月17日に開始された戦争は、多国籍軍側の圧倒的な勝利に終わった。国連決議は経済制裁や軍事介入の根拠となり、イラクの食料安全保障に甚大なダメージを与えた。人道的配慮から食料は制裁を適用されないとの条項が国連決議に盛り込まれたにもかかわらず、手続き面での煩雑さもあって、実際の食料輸入が大幅に制限される結果となった。決議を根拠として行われた軍事介入の結果、食料関連工場、穀物倉庫、市場、灌漑施設などが打撃を受け、食料供給システムは深刻な被害を受けた。加えて、劣化ウラン弾の使用も食料生産に無視できない影響を与えた。こうした直接的な影響に加えて、経済制裁は様々な形で間接的に食糧供給システムを毀損した。石油収入を断たれたことで農業部門の補助金がカットされ、様々な輸入制限によって農業関連部門はメンテナンスができず、生産能力は大幅に低下した。また、軍事介入は、食料部門に直接関係しなくとも、やはり様々な形で食糧供給システムに影響を与えた。輸送インフラ、電力、水道、教育機関、メディアなど多くの施設が爆撃を受けたが、それぞれの被害は多様な経路で食糧供給システムにとってダメージを与えた。結果として、イラク国民の栄養状況は大幅に悪化した。指標として、国民への食料配給制度（SRS）を通じた栄養提供の顕著な低下、また乳幼児死亡率の上昇、畜産部門の生産量の急減などが挙げられる。国連による制裁措置は、イラクの食料安全保障を破壊しつつ、2003年の米軍による侵攻まで続くことになる。

結論では、本論文の議論を振り返り、主張を確認する。食料安全保障に関する議論は1970年代以降理論的進展を見せてきた。今や、単に食料生産が不十分だから飢饉が起こるのでないことは、衆目の一致するところである。食料安全保障の枠組みに、政治変動や紛争も取り込まれてきた。しかし、「外部政治諸力」の役割はこれまで顧みられてこなかった。しかし、国際社会の干渉は、今日においても食料安全保障に破壊的な影響を与えうる。イラクの事例は、国連決議一特に経済制裁一が食料安全保障にいかにか甚大な悪影響をもたらしたかを余すことなく示している。

最終試験（本審査）は2023年2月2日（木）15時半より、本部管理棟中会議

室において対面で行われた。冒頭 Teeba 氏より 25 分の報告（事前審査提出論文からの変更点と論文の概要）があった後、各審査委員との間で質疑応答がなされた。上記の内容報告に対して、すべての審査委員から博士論文が重要な貢献を果たしたとの指摘がなされた。データが限られている中でアラビア語現地資料を活用したこと、事前審査での指摘に対して真摯に対応したことを評価する声もあった。審査委員からは、制裁の影響をより具体的に問う質問（最も影響を受けた被害者、農業部門へのインパクト、など）や、バアス党政権期における農業改革成功の要因、またサステナビリティ研究の観点から見たイラクの食料生産構造の評価を問う質問がなされた。Teeba 氏はこうした質問に対して、誠実にまた的確に回答した。質問はいずれも、本論文の貢献をより明確にし、さらなる研究を促す観点からなされたものであり、本論文の内容については、審査委員から一致して高い評価が得られた。審査委員は本論文が合格の水準に十分達していると全員一致で合意し、博士（学術）学位を授与することがふさわしいと結論した。

以上。